

民間事業者向け

障害者差別解消法研修会

障害のある人が
暮らしやすいまちに

事業主のみなさんができる
配慮・工夫・対応とは？

障害のある人がまちへでかけたとき、入ってみたいお店だけど、ちょっとした段差であきらめてしまうことがよくあります。そんなときに求められるのが「合理的配慮の提供」です。障害者差別解消法と東京都の障害者差別解消条例により、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

障害のある人も利用しやすい工夫や配慮、対応について、障害のある人の生の声を元にまとめた冊子を作成しました。この冊子を使った研修会を開催します。

飲食店、小売店、交通機関、医療機関など、まちの中のさまざまな場面での工夫や配慮について、事業主の方、障害のある人、市民のみなさんと共に学び、だれもが暮らしやすいまちについて考えましょう。

日時

第1回 平成30年12月8日(土) 午後2時～3時

第2回 平成31年1月28日(月) 午後8時～9時

※2回とも、同じ内容です。どちらかにご参加ください。

会場

東大和市役所会議棟 第1会議室



内容

- 今からすぐにできる、こんな工夫、こんな配慮
- 障害のある人は、こんなことを望んでいます。

手話通訳あります

対象

市内の事業主の方のほか、関心のある方ならどなたでも

定員
申込み

各回とも、先着50名。参加を希望される方は事前に電話またはFAXでお申込みください。空きがある場合は、当日参加も可能です。

障害福祉課 電話:563-2111 内線1123/FAX:563-5928

